

議案第26号

坂井市教育委員会表彰規則に基づく教育委員会表彰について（追加）

坂井市教育委員会表彰規則に基づく教育委員会表彰について、次のとおり承認を求める。

令和6年3月19日提出

坂井市教育委員会

教育長 林 晃司

## ○坂井市教育委員会表彰規則

平成18年3月20日  
教育委員会規則第11号

改正 平成24年8月27日教委規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育、社会教育、社会体育及び学術文化の振興発展に貢献したものの表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人及び団体の表彰)

第2条 坂井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校の教職員、教育機関の関係者、その他の個人及び団体で、次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、これを表彰することができる。

- (1) 学校教育の振興に貢献し、その功績の著しい者
  - (2) 教育施設の充実整備に貢献し、その功績の著しい者
  - (3) 社会教育又は社会体育の振興に貢献し、その功績の著しい者
  - (4) 学術又は文化の向上発展に貢献し、その功績の著しい者
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、表彰に値すると認める業績又は行為のあった者
- (生徒及び児童の表彰)

第3条 教育委員会は、学校の生徒及び児童で次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、これを表彰することができる。

- (1) 有益な調査研究、発明発見又は工夫考案した者
  - (2) 生徒若しくは児童の名誉を高め、又は他の模範とするに足る行為のあった者
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、表彰に値すると認める業績又は行為のあった者
- (表彰の種類)

第4条 この規則による表彰の種類は、功労賞、功績賞及び奨励賞とする。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状を授与して行う。ただし、金品の加授又はその他特別の待遇を与えることができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰の時期は、教育委員会においてその都度決定する。

(表彰の内申)

第7条 学校長及び教育関係機関その他の団体の長は、第2条又は第3条に該当すると認められるものがあるときは、別記様式により内申書を提出する。

(表彰選考会の設置)

第8条 教育委員会に表彰選考会（以下「選考会」という。）を置く。

2 選考会は、表彰の候補者を選考し、教育委員会に報告する。

(被表彰者の決定)

第9条 被表彰者は、選考会において選考した者のうちから教育委員会が決定する。ただし、緊急を要する場合は、選考会の選考を経ずに被表彰者を決定することができる。

(選考会の構成)

第10条 選考会の委員は、その都度教育長が委嘱する。

2 選考会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(選考会の運営)

第11条 会長は、会務を総理する。

2 会長は、選考会を代表し、教育委員会に推薦及び経過を報告する。

(その他)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

附 則 (平成24年8月27日教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

議案第27号

坂井市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について

坂井市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について、次のとおり承認を求める。

令和6年3月19日提出

坂井市教育委員会

教育長 林 晃司

坂井市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

令和6年 月 日  
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市教育委員会職員の職名に関する規則（平成18年坂井市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表中「館長補佐」の次に「、主幹」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

坂井市教育委員会職員の職名に関する規則(平成18年坂井市教育委員会規則第6号)新旧対照表

改正案(新)		現行(旧)	
別表(第3条関係)		別表(第3条関係)	
職名	補職名	職名	補職名
職員	部長、次長、教育審議監、課長、室長、館長、参事、課長補佐、室長補佐、館長補佐、 <u>主幹</u> 、主任、主査、主事、技師、司書、管理栄養士、栄養士、学芸員、技能員、調理師、運転手、技術員、事務員、作業員、用務員	職員	部長、次長、教育審議監、課長、室長、館長、参事、課長補佐、室長補佐、館長補佐、 <u>          </u> 、主任、主査、主事、技師、司書、管理栄養士、栄養士、学芸員、技能員、調理師、運転手、技術員、事務員、作業員、用務員

議案第28号

坂井市教育委員会の権限に属する事務委任及び補助執行に関する規則の一部改正について

坂井市教育委員会の権限に属する事務委任及び補助執行に関する規則の一部改正について、次のとおり承認を求める。

令和6年3月19日提出

坂井市教育委員会

教育長 林 晃司

坂井市教育委員会の権限に属する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を  
改正する規則

令和6年4月1日  
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市教育委員会の権限に属する事務委任及び補助執行に関する規則（平成31年坂  
井市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

委任機関	委任事務
市長	幼稚園に関すること。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。



坂井市教育委員会の権限に属する事務委任及び補助執行に関する規則(平成31年坂井市教育委員会規則第2号)新旧対照表

改正案（新）		現行（旧）	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
委任機関	委任事務	委任機関	委任事務
市長	<u>幼稚園に関すること。</u> <hr/> <hr/> <hr/>	市長	1_ 幼稚園に関すること。 2_ <u>丸岡城周辺整備に伴う文化財の保護及び活用並びに丸岡城調査研究に関すること。</u>

議案第 29 号

坂井市教育委員会表彰規則の一部改正について

坂井市教育委員会表彰規則の一部改正について、次のとおり承認を求める。

令和 6 年 3 月 19 日提出

坂井市教育委員会

教育長 林 晃司

坂井市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

令和6年 月 日  
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市教育委員会表彰規則（平成18年坂井市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「男・女」及び「㊟」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式（第7条関係）

年度 教育委員会表彰内申書（推薦書）

個人団体の別	個人・団体
表彰の種類	功 勞 賞 ・ 功 績 賞 ・ 奨 励 賞
ふりがな 氏名又は 団体の名称	生年月日                      年      月      日生（      歳） <del>男・女</del>
住 所	
表彰の理由	<div style="border: 1px solid red; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>性別関係を削除 押印省略のため㊟削除</p> </div>
添付書類	

年      月      日

上記のとおり内申（推薦）いたします。

機関団体長名



議案第30号

坂井市給食費徴収規則の特例に関する規則の一部改正について

坂井市給食費徴収規則の特例に関する規則の一部改正について、次のとおり承認を求める。

令和6年3月19日提出

坂井市教育委員会

教育長 林 晃司

坂井市給食費徴収規則の特例に関する規則の一部を改正する規則

令和6年3月 日  
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市給食費徴収規則の特例に関する規則（令和4年坂井市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和6年3月」を「令和7年3月」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

坂井市給食費徴収規則の特例に関する規則(令和4年坂井市教育委員会規則第3号)新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
<p>坂井市給食費徴収規則(平成18年坂井市教育委員会規則第19号。以下「規則」という。)第3条の規定により保護者が負担する給食費のうち、令和4年4月から令和7年3月までの給食費の額については、同条の規定にかかわらず、それぞれ規則別表に掲げる額に2分の1を乗じて得た額とする。</p>	<p>坂井市給食費徴収規則(平成18年坂井市教育委員会規則第19号。以下「規則」という。)第3条の規定により保護者が負担する給食費のうち、令和4年4月から令和6年3月までの給食費の額については、同条の規定にかかわらず、それぞれ規則別表に掲げる額に2分の1を乗じて得た額とする。</p>

議案第 3 1 号

坂井市丸岡スポーツランド条例施行規則の一部改正について

坂井市丸岡スポーツランド条例施行規則の一部改正について、次のとおり承認を求める。

令和 6 年 3 月 1 9 日提出

坂井市教育委員会

教育長 林 晃司



坂井市丸岡スポーツランド条例施行規則の一部を改正する規則

令和6年 月 日  
教育委員会規則第 号

坂井市丸岡スポーツランド条例施行規則（平成18年坂井市教育委員会規則第45号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 5 スケートボード広場を利用しようとするものは、第1項及び第2項の規定に関わらず、指定管理者が定める方法による利用の申込みをもって申請及び許可をしたものとみなす。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

坂井市丸岡スポーツランド条例施行規則(平成18年坂井市教育委員会規則第45号)新旧対照表

改正案(新)	現行(旧)
<p>(利用許可の申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p><u>5 スケートボード広場を利用しようとするものは、第1項及び第2項の規定に関わらず、指定管理者が定める方法による利用の申込みをもって申請及び許可をしたものとみなす。</u></p>	<p>(利用許可の申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2~4 (略)</p>

議案第 3 2 号

坂井市奨学育英資金貸付要綱の一部改正について

坂井市奨学育英資金貸付要綱の一部改正について、次のとおり承認を求めらる。

令和 6 年 3 月 1 9 日提出

坂井市教育委員会

教育長 林 晃司

坂井市奨学育英資金貸付要綱の一部を改正する要綱

令和6年 月 日  
坂井市教育委員会告示第 号

坂井市奨学育英資金貸付要綱（平成18年坂井市教育委員会告示第56号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第1号の2中「

フリガナ		性別
氏名		男・女

」を「

フリガナ	
氏名	

」に改め、様式第3号中「

氏名		年齢	歳	性別	
----	--	----	---	----	--

」を「

氏名		年齢	歳
----	--	----	---

」に改め、様式第4号中「

本人	氏名		生年月日	年	月	日生	
	住所	〒	—	電話番号	—	—	性別

」を「

本人	氏名		生年月日	年	月	日生
	住所	〒	—	電話番号	—	—

」に改め、様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第6条関係）

年度 坂井市奨学育英資金貸付金支出調書										
支 出 金 額									円	
予 算 科 目	款	10	教育費							
	項	01	教育総務費							
	目	02	事務局費							
	大事業	051	教育委員会事務局事業							
	中事業	01	教育委員会事務局事業							
	小事業	01	教育委員会事務局事業	本庁						
	節	20	貸付金							
	細節	01	貸付金							
	細々節	801	奨学育英資金貸付金							
摘 要	年 月分から 月分（ 年第 回分）									
計 算 の 基 礎	決定貸付年額が 円の半年分。									
支 出 す べ き 理 由	坂井市奨学育英資金貸付要綱第6条（奨学金の交付）									
債 権 者	住所 氏名									
上記のとおり支出してください。 年 月 日										
坂井市長 様									教育総務課長	印

様式第8号中「

氏 名		年齢	歳	性別	
-----	--	----	---	----	--

」を「

氏 名		年齢	歳
-----	--	----	---

」に改め、様式第11号中「

本 人	(フリガナ)	
	氏 名	
	性 別	( 男・女 )
	生年月日	年 月 日生

」を「

本 人	(フリガナ)	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生

」に改め、様式第12号中「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 33 号

坂井市教育委員会教育総務課所管補助金等交付要綱の一部改正について

坂井市教育委員会教育総務課所管補助金等交付要綱の一部改正について、  
次のとおり承認を求める。

令和 6 年 3 月 19 日提出

坂井市教育委員会

教育長 林 晃司

坂井市教育委員会教育総務課所管補助金等交付要綱の一部を改正する要綱

令和6年3月 日  
坂井市教育委員会告示第 号

坂井市教育委員会教育総務課所管補助金等交付要綱（平成20年坂井市教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1（第2条関係）3の項を削り、4の項を3の項とする。

別表第2（第3条、第5条関係）3の項を削り、4の項を3の項とする。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。



坂井市教育委員会教育総務課所管補助金等交付要綱(平成20年坂井市教育委員会告示第7号)新旧対照表

改正案（新）							現行（旧）						
別表第1(第2条関係)							別表第1(第2条関係)						
整理番号	補助金等の名	補助金等の交付目的	補助事業者	補助事業の経費の範囲	補助率等	支払区分	整理番号	補助金等の名	補助金等の交付目的	補助事業者	補助事業の経費の範囲	補助率等	支払区分
1・2（略）							1・2（略）						
							3	坂井市	市外の学校と	学校教	各教育研究大会等のう	補助対象経概	
								学校教	の相互交流及	育関係	ち、市内で開催される	費の1/2以算	
								育関係	び相互研究を	団体等	大会の運営に要する経	内とし、予算払	
								大会等	通じて、児童		費(食糧費を除く。)	の範囲内と	
								事業費	及び生徒の学			する。ただ	
								補助金	力及び体力の			し、1,000円	
									向上並びに教			未満の端数	
									職員の指導力			が生じたと	
									の向上を図			きは、これを	
									り、坂井市学			切り捨てる。	
									校教育諸活動				
									の質的向上に				
									資するため、				
									市内で開催さ				
									れる学校教育				
									関係の大会に				

3	(略)			

別表第2(第3条、第5条関係)

整理番号	補助金等の名称	補助金等交付申請書に添付すべき書類の名称	補助事業実績報告書の提出期限	補助事業実績報告書に添付すべき書類の名称
------	---------	----------------------	----------------	----------------------

1・2 (略)


3 (略)

		対して補助金を交付する。		
4	(略)			

別表第2(第3条、第5条関係)

整理番号	補助金等の名称	補助金等交付申請書に添付すべき書類の名称	補助事業実績報告書の提出期限	補助事業実績報告書に添付すべき書類の名称
------	---------	----------------------	----------------	----------------------

1・2 (略)

3	坂井市学校教育関係大会等事業費補助金	(1) 事業実施計画書 (2) 収支予算書 (3) 大会要領 (4) その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) 大会研究等資料 (4) 市内小中学校教諭等大会参加者名簿 (5) その他市長が必要と認める書類
---	--------------------	--	-----------	---

4 (略)

議案第 34 号

坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱の一部改正について

坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱の一部改正について、  
次のとおり承認を求める。

令和 6 年 3 月 19 日提出

坂井市教育委員会

教育長 林 晃司

坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱の一部を改正する要綱

令和6年3月 日  
坂井市教育委員会告示第 号

坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱（平成20年坂井市教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項補助金等の交付目的の欄、補助事業者の欄、補助事業経費の範囲の欄及び補助率等の欄を次のように改める。

<p>市立小学校の通学に係る保護者負担の格差の是正及び公平性の確保を図ることを目的として、公共交通機関を利用する児童の通学に要する経費について補助金を交付する。</p>	<p>別に定める小学校の児童の保護者とし、当該小学校を間接補助事業者とする。</p>	<p>次に掲げるとおりとする。 （1）公共交通機関の交通系ICカード通学用定期乗車券の購入費又は公共交通機関等を利用する場合の運賃を最も経済的な方法で算出した額 （2）その他市長が必要と認める経費</p>	<p>補助対象経費から次に掲げる利用者の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額とする。ただし、兄弟姉妹が小学生又は中学生の場合で、かつ、同じ月に兄弟姉妹が利用する場合は、2人目以降の金額は控除しないものとする。 （1）通学用定期乗車券の利用者 1月当たり1,600円に利用する月数を乗じて得た額 （2）登下校のうち片道のみ利用者 当該片道の運賃を積算の基礎とし、1月当たり800円に利用する月数を乗じて得た額</p>
--	--	--	--

別表第1の3の項補助金等の名称の欄中「坂井市教職大学院入学助成金」を「坂井市教職大学院派遣事業費補助金」に、補助事業経費の範囲の欄中「初年度授業料のうち前期分」を「2年履修者の2年目授業料のうち前期分」に改める。

別表第2の3の項補助金等の名称の欄中「坂井市教職大学院入学助成金」を「坂井市教職大学院派遣事業費補助金」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱(平成20年坂井市教育委員会告示第8号)新旧対照表

改正案(新)							現行(旧)						
別表第1(第2条関係)							別表第1(第2条関係)						
整理番号	補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業者	補助事業経費の範囲	補助率等	支払区分	整理番号	補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業者	補助事業経費の範囲	補助率等	支払区分
1	坂井市通学バス停建設事業費補助金	市立小学校及び中学校に、バスを利用して通学する児童・生徒の安全を確保するため、区(町内会・自治会)が設置する通学バス停の整備に要する経費について補助金を交付する。	区(町内会・自治会)	通学バス停の新築、改築又は改修に要する経費	次に掲げるとおりとする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 (1) 新設又は改築については、当該経費の1/2以内とし、500,000円を限度とする。 (2) 改修については、当該経費の1/2以内とし、300,000円を限度とする。	精算	1	坂井市通学バス停建設事業費補助金	市立小学校及び中学校に、バスを利用して通学する児童・生徒の安全を確保するため、区(町内会・自治会)が設置する通学バス停の整備に要する経費について補助金を交付する。	区(町内会・自治会)	通学バス停の新築、改築又は改修に要する経費	次に掲げるとおりとする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 (1) 新設又は改築については、当該経費の1/2以内とし、500,000円を限度とする。 (2) 改修については、当該経費の1/2以内とし、300,000円を限度とする。	精算

2	坂井市	市立	別に定	次に掲げるとお	補助対象経費から	概
	通学支	小学校	める	りとする。	次に掲げる利用者	算
	援事業	の	小	(1)公共交通機	の区分に応じ、当該	払
	費補助	通学に係	学校	関の交通系	各号に定める額を	
	金	る保護者負		ICカード	控除した額とする。	
		担の格差の	の	通学用定期	ただし、兄弟姉妹が	
		是正及び公	児童	乗車券の購	小学生又は中学生	
		平性の確保		入費又は公	の場合で、かつ、同	
		を図ること	の保	公共交通機関	じ月に兄弟姉妹が	
		を目的とし	護者と	等を利用す	利用する場合は、2	
		て、公共交	し、当	る場合の運	人目以降の金額は	
		機関を利用	該	賃を最も経	控除しないものと	
		する	児	済的な方法	する。	
		童	校	で算出した	(1)通学用定期乗	
		の	通学	額	車券の利用者	
		に要する経	を間接	(2)その他市長	1月当たり1,	
		費について	補助事	が必要と認	600円に利用す	
		補助金を交	業者と	める経費	る月数を乗じ	
		付する。	する。		て得た額	
					(2)登下校のうち	
					片道のみ地利	
					用者 当該片	
					道の運賃を積	
					算の基礎とし、	
					1月当たり800	

2	坂井市	市立幼稚園、	別に定	公共交通機関の	補助対象経費から、	概
	通学支	小学校及び	める	幼稚園、小	定期乗車券又は1	算
	援事業	中学校の通	幼稚園、小	回数券の購入に	月当たり片道の場合	払
	費補助	園・通学に係	学校及	要する経費	合は800円、往復の	
	金	る保護者負	び中学		場合は1,600円を差	
		担の格差の	校の園		し引いた額とする。	
		是正及び公	児、児童		ただし、同じ月に兄	
		平性の確保	及び生		弟姉妹が利用する	
		を図ること	徒の保		場合は、2人目以降	
		を目的とし	護者。た		は補助対象費の額	
		て、公共交	だし、当		とする。	
		機関を利用	該幼稚			
		する	園児、児			
		童	園、小学			
		の	校及び			
		に要する経	中学校			
		費について	を間接			
		補助金を交	業者と			
		付する。	する。			

					<u>円に利用する 月数を乗じて 得た額</u>				
3	<u>坂井市 教職大 学院派 遣事業 費補助 金</u>	教員として教職大の専門的力学院に入学し、量向上のため福井大学大学院福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科教職開発専攻（以下「教職大学院」という。）で学ぶ教員が負担する授業料の一部を助成することにより、市立小中学校に勤務する教員の	教職大学院の <u>2</u> <u>年履修者の2年</u> <u>目授業料のうち</u> <u>前期分</u>	補助対象経費の1/2以内とし、予算の範囲内とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。					
3	<u>坂井市 教職大 学院入 学助成 金</u>	教員として教職大の専門的力学院に入学し、量向上のため福井大学大学院福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科教職開発専攻（以下「教職大学院」という。）で学ぶ教員が負担する授業料の一部を助成することにより、市立小中学校に勤務する教員の	教職大学院の <u>初</u> <u>年度授業料</u> <u>のうち</u> <u>前期分</u>	補助対象経費の1/2以内とし、予算の範囲内とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。					

		進学を促し、 資質の向上 を図るとと もに、教職大 学院との連 携による質 の高い学校 教育の実現 を図ること を目的とす る。								
4	坂井市 通学バ ス運行 支援事 業費補 助金	冬期間にお ける市内小 学校及び中 学校の通学 T Aの保 護者を 運行対象 地区以外 る。 を 含めて、 保 護者代 表者	小学校 及び中 及び中 学校の 通学 T Aの 保 護者 を 運行 対象 地区 に 対 し て、 運 行 事 業 者 へ 委 託 契 約 す る 経 費 を 補 助 す る と す る。	冬期間に 小学校 の通 学 T A の保 護者 を 運 行 対 象 地 区 に 対 し て、 運 行 事 業 者 へ 委 託 契 約 す る 経 費 を 補 助 す る と す る。	補助対象 経費から 概算 に掲げる 金額を 差し引 いた 額とす る。た だし、 い 兄弟姉 妹が小 学生 又は中 学生 の場合 で、か つ、同 じ月 に 兄弟 姉妹 が利 用す る場 合は、 2人目 以降 の金 額は 差し 引 かない もの とする。 (1) 小 学生 利用 児童 1人 につき 1,600 円に利 用する					
4	坂井市 通学バ ス運行 支援事 業費補 助金	冬期間にお ける市内小 学校及び中 学校の通学 T Aの保 護者を 運行対象 地区以外 る。 を 含めて、 保 護者代 表者	小学校 及び中 及び中 学校の 通学 T Aの 保 護者 を 運行 対象 地区 に 対 し て、 運 行 事 業 者 へ 委 託 契 約 す る 経 費 を 補 助 す る と す る。	冬期間に 小学校 の通 学 T A の保 護者 を 運 行 対 象 地 区 に 対 し て、 運 行 事 業 者 へ 委 託 契 約 す る 経 費 を 補 助 す る と す る。	補助対象 経費から 概算 に掲げる 金額を 差し引 いた 額とす る。た だし、 い 兄弟姉 妹が小 学生 又は中 学生 の場合 で、か つ、同 じ月 に 兄弟 姉妹 が利 用す る場 合は、 2人目 以降 の金 額は 差し 引 かない もの とする。 (1) 小 学生 利用 児童 1人 につき 1,600 円に利 用する					



が利用者の拡大を図ることを目的に運行事業者へ通学バスとして委託契約する場合、市が利用する児童生徒へ通学バス運行に要する経費について補助金を交付する。	月数を乗じて得た額とし、利用児童すべての額を合計した金額 (2) 中学生 利用生徒1人につき2,400円に利用する月数を乗じて得た金額とし、利用生徒すべての額を合計した金額
--	---

が利用者の拡大を図ることを目的に運行事業者へ通学バスとして委託契約する場合、市が利用する児童生徒へ通学バス運行に要する経費について補助金を交付する。	月数を乗じて得た額とし、利用児童すべての額を合計した金額 (2) 中学生 利用生徒1人につき2,400円に利用する月数を乗じて得た金額とし、利用生徒すべての額を合計した金額
--	---

別表第2(第3条、第5条関係)

整理番号	補助金等の名称	補助金等交付申請書に添付すべき書類の名称	補助事業実績報告書の提出期限	補助事業実績報告書に添付すべき書類の名称
1	坂井市通学バス停建設事業費補助金	(1) 事業実施計画書 (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める	事業完了後速やかに	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める

別表第2(第3条、第5条関係)

整理番号	補助金等の名称	補助金等交付申請書に添付すべき書類の名称	補助事業実績報告書の提出期限	補助事業実績報告書に添付すべき書類の名称
1	坂井市通学バス停建設事業費補助金	(1) 事業実施計画書 (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める	事業完了後速やかに	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める

		書類		書類			書類		書類
2	坂井市通学支援事業費補助金	(1) 事業実施計画書 (2) 収支予算書 (3) 補助対象者名簿 (4) その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに	(1) 事業実績報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類	2	坂井市通学支援事業費補助金	(1) 事業実施計画書 (2) 収支予算書 (3) 補助対象者名簿 (4) その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに	(1) 事業実績報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類
3	<u>坂井市教職大学院派遣事業費補助金</u>	(1) 学生証の写し (2) その他市長が必要と認める書類	交付決定後速やかに	(1) 授業料の領収書の写し (2) その他市長が必要と認める書類	3	<u>坂井市教職大学院入学助成金</u>	(1) 学生証の写し (2) その他市長が必要と認める書類	交付決定後速やかに	(1) 授業料の領収書の写し (2) その他市長が必要と認める書類
4	坂井市通学バス運行支援事業費補助金	(1) 事業実施計画書 (2) 収支予算書 (3) 補助対象者名簿 (4) その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに	(1) 事業実績報告書 (2) 収支決算書 (3) 委託契約書の写し (4) その他市長が必要と認める書類	4	坂井市通学バス運行支援事業費補助金	(1) 事業実施計画書 (2) 収支予算書 (3) 補助対象者名簿 (4) その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに	(1) 事業実績報告書 (2) 収支決算書 (3) 委託契約書の写し (4) その他市長が必要と認める書類

議案第 35 号

第 20 回まるおか子供歌舞伎事業費補助金等交付要綱の制定について

第 20 回まるおか子供歌舞伎事業費補助金等交付要綱の制定について、次のとおり承認を求める。

令和 6 年 3 月 19 日提出

坂井市教育委員会

教育長 林 晃司

## 第20回まるおか子供歌舞伎事業費補助金等交付要綱（案）

令和6年3月25日  
坂井市教育委員会告示第 号

（趣旨）

第1条 この告示は、まるおか子供歌舞伎の20回目を記念して行う事業について支援することで、更なる文化活動の推進を図ることを目的に交付する第20回まるおか子供歌舞伎事業費補助金に関し、坂井市補助金等交付規則（平成18年坂井市規則第35号。以下「規則」という。）によるもののほか、交付に関し必要な事項を定める。

（補助事業者）

第2条 補助の対象となる事業者は、公益財団法人丸岡文化財団とする。

（補助事業の経費の範囲）

第3条 補助の対象となる経費は、まるおか子供歌舞伎事業に要する経費とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、5,000,000円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（補助金等交付申請に添付すべき書類）

第5条 規則第5条第2項に規定する別に定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）事業計画書
- （2）収支予算書
- （3）その他市長が必要と認める書類

（補助事業の変更）

第6条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助事業の計画の変更により減額される補助金等の額が交付決定を受けた補助金等の額の10パーセント未満かつ50万円以下の減額の場合で、補助の目的及び事業能率に影響を与えない場合とする。

（補助金の実績報告）

第7条 規則第15条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- （1）事業報告書
- （2）収支決算書
- （3）その他市長が必要と認める書類

2 規則第15条に規定する別に定める期日は、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の支払）

第8条 補助金の支払いは、概算払いとする。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(補助金等交付の特例)

3 この告示の規定による補助金については、坂井市教育委員会文化課所管補助金等交付要綱（平成20年坂井市教育委員会告示第10号）別表第1の1の項補助事業の経費の範囲の欄及び補助率等の欄第2号の規定に対し、優先するものとする。

議案第 36 号

丸岡城城山整備基本計画策定委員会設置要綱の制定について

丸岡城城山整備基本計画策定委員会設置要綱の制定について、次のとおり承認を求める。

令和 6 年 3 月 19 日提出

坂井市教育委員会

教育長 林 晃司

## 丸岡城城山整備基本計画策定委員会設置要綱

令和6年3月25日  
教育委員会告示第 号

### (設置)

第1条 丸岡城城山の整備指針となる丸岡城城山整備基本計画（以下「整備基本計画」という。）の策定に関し、必要な事項を調査検討するため、丸岡城城山整備基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、整備基本計画の策定に関し次の事項を調査及び検討する。

- (1) 丸岡城城山の整備基本構想に関すること。
- (2) 丸岡城城山の整備の基本方針及び整備内容に関すること。
- (3) その他整備基本計画の策定に関し必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の構成員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から整備基本計画策定の日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴き、若しくは資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会文化課丸岡城国宝化推進室において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。



議案第 37 号

坂井市文化財保護審議会委員の承認について

坂井市文化財保護審議会委員の承認について、次のとおり承認を求める。

令和 6 年 3 月 19 日提出

坂井市教育委員会

教育長 林 晃司

## 令和6～7年度 坂井市文化財保護審議会委員名簿（案）

（任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日）

No.	氏 名		性別	専門等	新再任	就任年月日	備考
1	木村 昌弘	きむら まさひろ	男	北前船・三国港突堤	再任	平成18年4月1日	坂井市総合計画策定委員(教育文化)
2	国京 克巳	くにきょう かつみ	男	建造物	再任	平成18年4月1日	若越建築文化研究所代表 福井工業大学非常勤講師
3	平野 俊幸	ひらの としゆき	男	古文書・歴史資料 北前船・三国湊史	再任	平成18年4月1日	坂井市龍翔博物館研究普及員
4	仁科 章	にしな あきら	男	考古学・埋蔵文化財	再任	平成22年4月1日	元福井県立歴史博物館館長
5	河村 健史	かわむら けんじ	男	彫刻	再任	平成26年4月1日	福井県立若狭歴史博物館職員
6	酒井 重夫	さかい しげお	男	古文書	再任	平成28年4月1日	元三国北小学校校長 旧春江町 文化財保護審議会委員
7	藤原 千穂	ふじわら ちほ	女	絵画	再任	令和3年12月10日	福井市立郷土歴史博物館職員
8	川波 久志	かわなみ ひさし	男	民俗	再任	令和4年4月1日	福井県立若狭歴史博物館職員
9	藤田 若菜	ふじた わかな	女	名勝	再任	令和4年4月1日	福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館職員
10	寺田 和雄	てらだ かずお	男	古植物・化石	新任	令和6年4月1日	福井県立恐竜博物館職員

議案第 38 号

坂井市一筆啓上日本一短い手紙の館運営審議会委員の承認について

坂井市一筆啓上日本一短い手紙の館運営審議会委員の承認について、次のとおり承認を求める。

令和 6 年 3 月 19 日提出

坂井市教育委員会

教育長 林 晃司

# 坂井市一筆啓上日本一短い手紙の館運営審議会委員

任期: 令和6年4月1日～令和8年3月31日

	氏名	ふりがな	所属・職名等	
1	張 籠 二三枝	はりこ ふみえ	元仁愛女子高等学校非常勤講師 「三好達治の詩を読む会」代表	継続
2	四 戸 友 也	しのへ ともや	学識経験者(元丸岡文化財団評議員、元福井工業大 学非常勤講師)	継続
3	倉 田 教 信	くらた きょうしん	城のまちづくり協議会 相談役 坂井市民生委員・児童委員	新規
4	林 晃 司	はやし こうじ	坂井市教育委員会 教育長	
5	中 田 誠一郎	なかた せいいちろう	坂井市教育委員会 教育部長	
6	井 尻 三千代	いじり みちよ	坂井市教育委員会 文化課長	

議案第 39 号

就学指定校の変更許可について

就学指定校の変更許可について、次のとおり承認を求める。

令和 6 年 3 月 19 日提出

坂井市教育委員会

教育長 林 晃司